



様式第2号（第3条関係）

行政視察等報告書

平成30年2月16日

米子市議会議長様

会派名 改進
代表者氏名 遠藤 通 
提出者氏名 戸田 隆次 

下記のとおり報告します。

記

項目	<input type="checkbox"/> 現地調査 <input checked="" type="checkbox"/> 行政視察 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動 <input type="checkbox"/> 研修会への参加 <input type="checkbox"/> 会議への参加
参加者	遠藤 通、岡田啓介、戸田隆次
期日	平成30年2月13日（1日間）
〔概要〕（年月日・場所・内容）	2/13 公益財団法人島根県環境管理センター クリーンパークいずも（出雲市） 産業廃棄物管理型最終処分場について
〔所感〕	別紙のとおり
経費	旅費合計 4,906円

報 告 書

1. 視察先 クリーンパークいずも
2. 場所 島根県出雲市宇那手町
3. 日時 平成30年2月13日 13時30分～15時30分
4. 視察内容

1) 施設組織の沿革

島根県においては、増大する産業廃棄物に対処するため、「地域産業廃棄物処理対策協議会」（商工会議所・商工会・関係業界・県・市町村で構成）を設置し、最終処分場の計画的整備促進のための方策検討が行われた。

こうした中、中小企業の多い島根県にあっては、最終処分場建設のための多額の投資が難しいこと、業界だけでは立地のための用地確保や地元合意が得にくくなってきたことなどから、出雲圏域から県に陳情されその後、「環境対策と産業振興」上、産業廃棄物最終処分場は必須であることから「財団法人島根県廃棄物管理センター」を設立、現在「財団法人島根県環境管理センター」に名称変更し、産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」を設置運営管理している。

また、今後の方針として島根県内に産業廃棄物最終処分場を東・中・西に各1か所設置する方針との事。

2) 基本財産

- ・ 224, 140千円
- ・ 出損者 島根県・出雲地区市町・松江地区市町。出雲地区6業界
松江・安来地区25業界

3) 施設概要

- | | |
|------------------------|---|
| ①第1期～第2期整備内容
(事業完了) | ・ 開発面積—3万7千m ²
・ 埋め立て容量—74万m ³ |
| ②第3期工事
(現在供用中) | ・ 開発面積—4万m ²
・ 埋め立て容量—67万m ³ |

4) 埋め立て対象物

- ・燃えがら・汚泥・鉍さい・繊維くず・木くず・ばいじん・廃プラスチック・金属くず・ガラス繊維くず・がれき・ゴムくず・陶磁器くず

5) 第3期工事計画概要について

- ・事業費一約 39.6 億円（内国・県補助金一約 22.7 億円）
- ・事業収入 年一約 5 億円
- ・事業計画年数—15 年

6) 埋立処分場の全容・埋立処分場・浸出水処理施設の概要（別 添）

5. 考 察

島根県においても、産業廃棄物最終処分場の建設については、相当苦慮されたとのことであり、県・市町村が参画し公共関与で設置できたとのこと。立地場所については、谷あいでは深さが相当あり、埋め立て容量に比し開発面積が少なく、立地条件において好条件で最終処分場の適地であったと想定されるが、地元住民の方々の本事業に対する合意形成の経緯について伺いたかったが、安定型最終処分場の設置からでしたとの説明。

産業廃棄物最終処分場の設置については、産業振興上必要不可欠であり、鳥取県管理事業センターが計画中である、産業廃棄物最終処分場の建設プロセスについて注視したい。

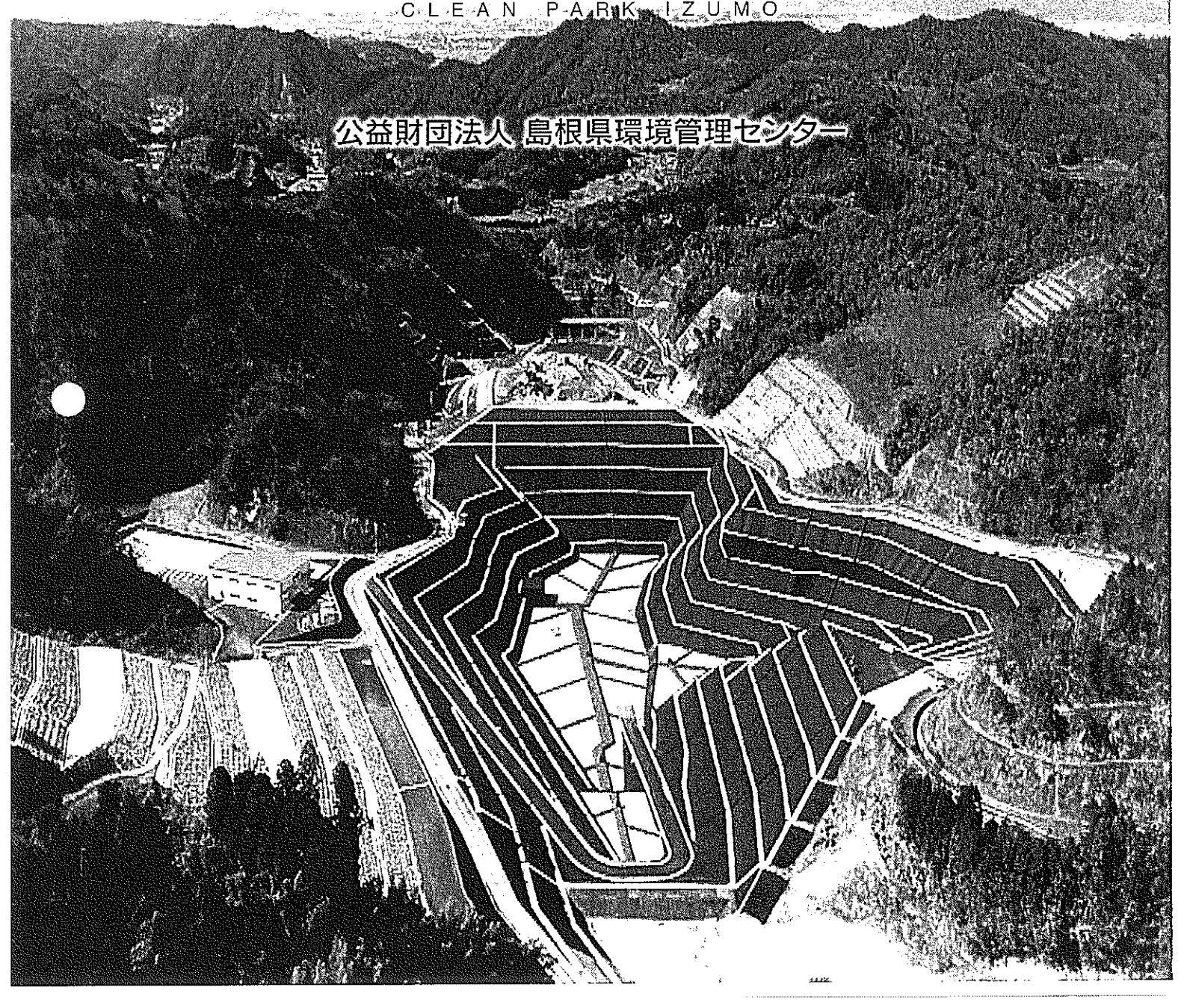
私たちは産業振興や
環境保全に貢献します

産業廃棄物最終処分場

クリーンパークいずも

CLEAN PARK IZUMO

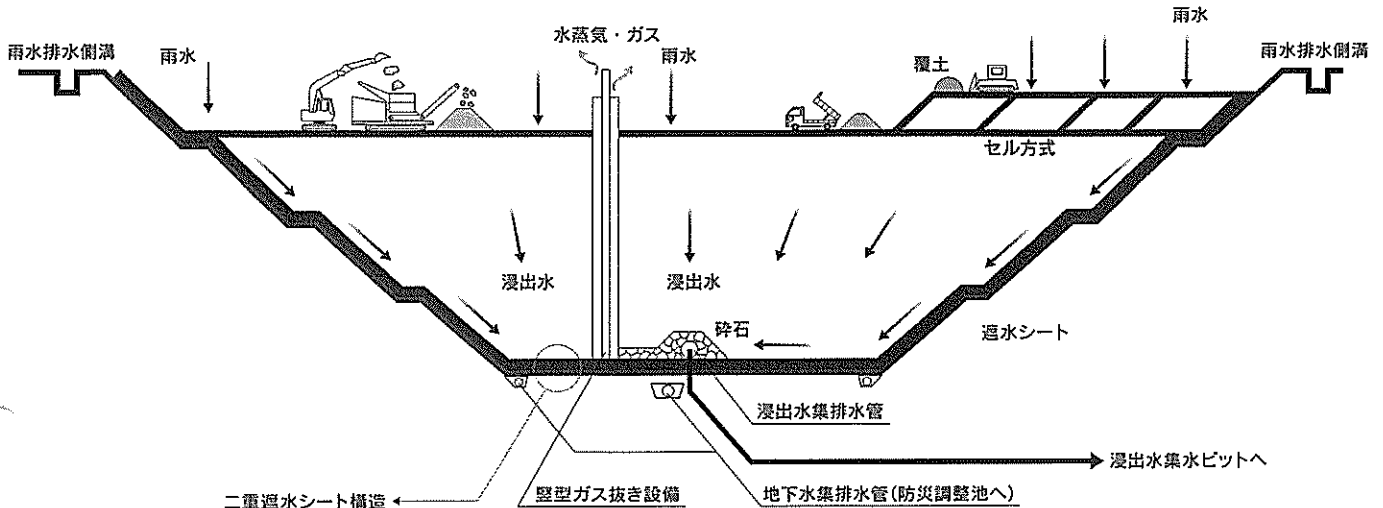
公益財団法人 島根県環境管理センター



埋立処分場

管理型処分場のしくみ

本施設は、周辺に降った雨の処分場内への流入を防止する雨水排水側溝、浸出水の処分場外への流出を防止する遮水工および浸出水を速やかに浸出水処理施設へ送る浸出水集排水管など様々な設備により構成されています。とくに二重の遮水工と漏水検知システム、地下水モニタリング設備を設置することにより万全の地下水汚染防止措置を講じています。



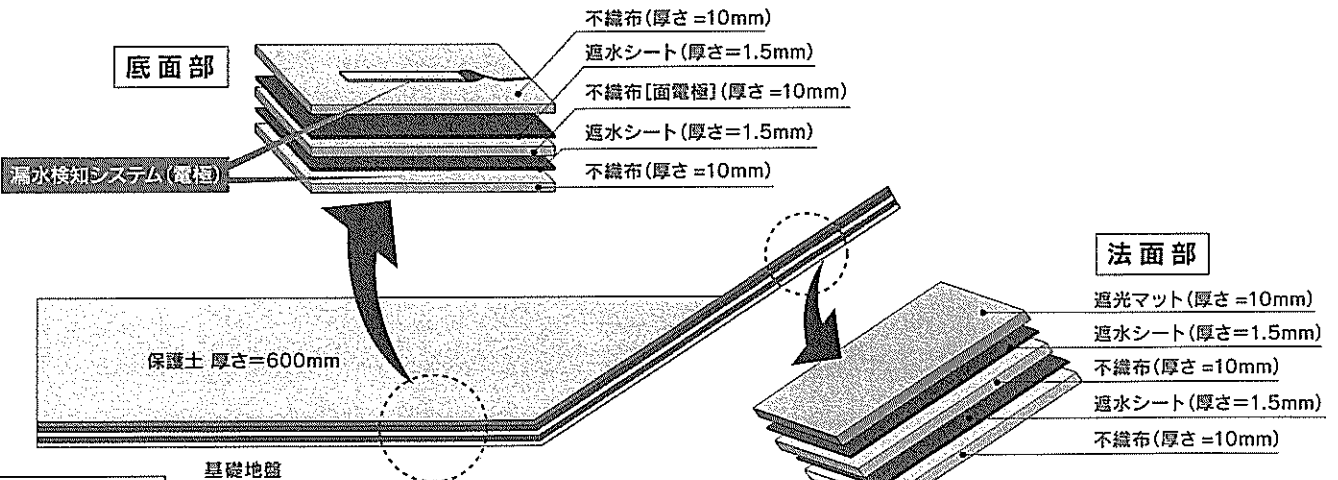
遮水工・漏水検知システムのしくみ

遮水工

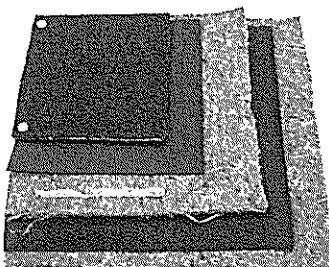
遮水工は下図のような不織布と遮水シートを組み合わせたもので、紫外線による遮水シートの劣化を防止できるように遮光性保護マットを敷設する等、安全性、耐久性を高めた構造を採用しています。

漏水検知システム

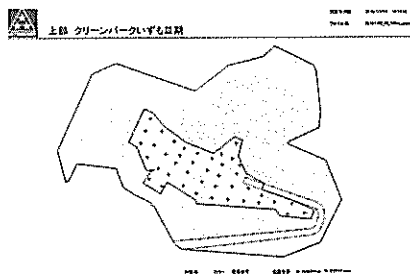
電氣的漏水検知システムは、遮水シートが電気をほとんど通さない性質を利用し、破損孔からの電気の漏洩を確認することで、遮水シートの破損の有無とその位置を検知します。このシステムを設置することで、遮水工の健全性を常時確認することができます。損傷位置は、データをコンピュータ処理し、漏水位置をピンポイントで特定します。



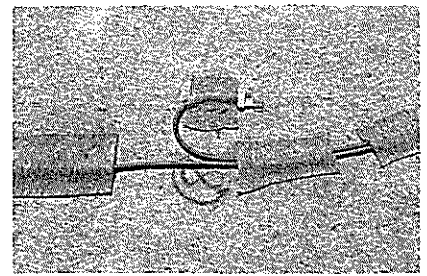
遮水工の構造



■ 遮水シート



■ 漏水検知システム(模擬データ)

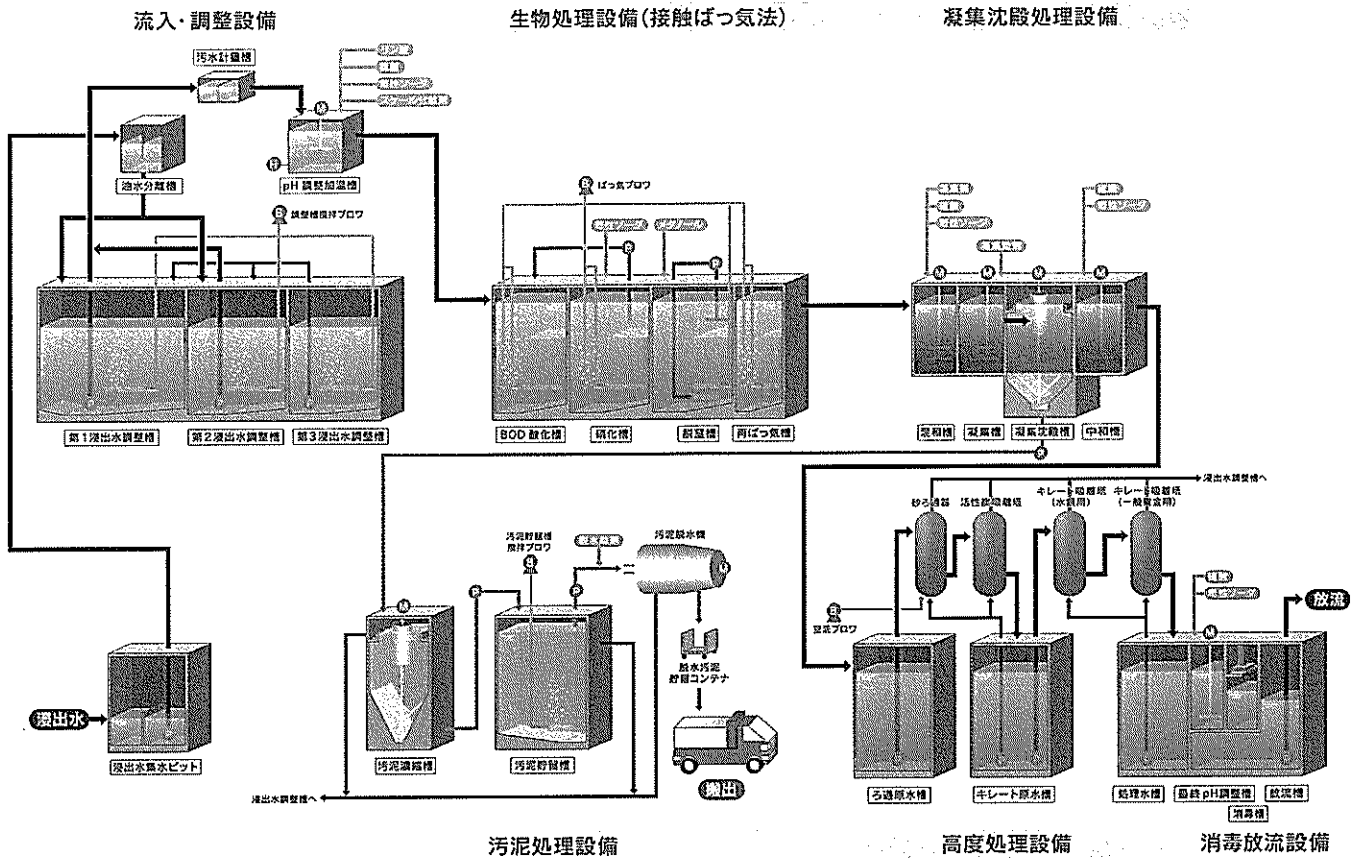


■ 漏水検知システム(電極)

浸出水処理施設

浸出水処理施設のしくみ

管理型処分場からの浸出水は、処分場内の集水ピットから浸出水処理施設に送られ処理されます。浸出水は調整槽に貯められ、水量、水質を均一化します。その後、生物処理設備に送られ、そこで有機物を分解するとともに窒素成分の除去が行われます。次に、凝集沈殿処理設備において汚濁物質を除去し、砂ろ過塔、活性炭吸着塔、キレート吸着塔では、除去しきれなかったSS、CODを取り除きます。キレート吸着塔は2塔配備し、重金属、水銀を合わせて取り除きます。浸出水は、このような処理を行い、法律で定められた排水基準よりも厳しい目標値で河川に放流します。



水処理プロセス

流入・調整設備

浸出水を集水ピットに集め、沈砂・排砂後、調整槽にて水量、水質を均一化します。

生物処理設備 (接触ばっ気法)

空気と微生物の力を使って、汚濁物質を分解、除去します。

凝集沈殿処理設備

薬品を使って汚濁物質を集め(凝集)、沈めて(沈殿)除去します。

高度処理設備

砂、活性炭、キレート樹脂でろ過、吸着して残った汚濁物質と色度、重金属を除去します。

消毒放流設備

塩素剤により消毒・滅菌して、河川に放流します。

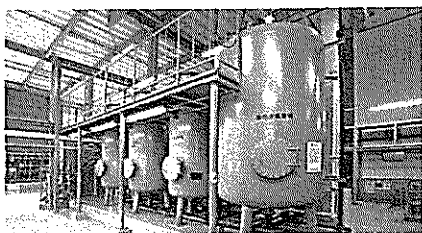
汚泥処理設備

処理過程で発生した汚泥を脱水、減量化し処分します。

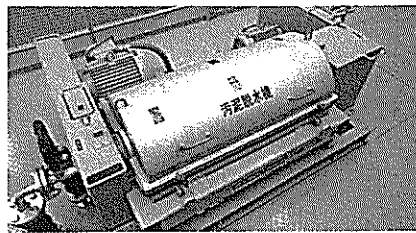
水質基準値

項目	排水基準(法)	放流水質
pH	5.8~8.6	6.5~7.5
BOD	60mg/l	10mg/l以下
COD	90mg/l	20mg/l以下
SS	60mg/l	10mg/l以下
T-N	—	10mg/l以下
T-P	—	0.1mg/l以下
DXNs	—	10pg-TEQ/l以下
大腸菌群数	—	3,000個/cm ³ 以下
重金属等	—	省令基準以下

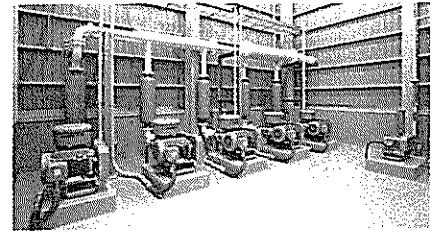
※省令基準…一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に定める省令



高度処理設備



汚泥脱水機



ブロー

